

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 9 2 号	<p style="text-align: center;">〔広島県水道広域連合企業団の設立について〕</p> <p>広島県水道広域連合企業団の設立に関する広島県水道広域連合企業団規約を制定することについて、地方自治法第 2 8 4 条第 3 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 9 2 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>（組合の種類及び設置）</p> <p>第 2 8 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>4 略</p> <p>（議会の議決を要する協議）</p> <p>第 2 9 1 条の 1 1 第 2 8 4 条第 3 項、第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 2 9 1 条の 1 3 において準用する第 2 8 9 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>